

バリアフリー社会のおもいやり

岡山県では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、あいサポート運動も活用しながら障害のある人が感じている様々なバリアを取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現を目指しており、この冊子では、様々な障害の特性や障害のある方々が困っていることとそれをおぎなう工夫や配慮について紹介しています。

目 次

● バリアフリー社会のおもいやり	1
● 障害者差別解消法	2
● あいサポート運動	3
● 障害のある人に関するマーク	4
● はじめに	5
● 視覚障害	7
● 聴覚・言語障害	9
● 盲ろう	11
● 車いすを使用している人	13
● 重症心身障害	15
● 内部障害	17
● 知的障害	18
● 発達障害	19
● 精神障害	23
● てんかん	25
● 高次脳機能障害	26
● 難病	27
● 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意志疎通手段の利用促進に関する条例	28
● 各種相談窓口	29
● バリアフリー環境	30



おがやま
パリアフリーマーク

障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めており、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明^{*}があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

障害を理由とする不当な差別的取扱い<例>

障害を理由として、
サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



合理的配慮<例>

筆談や読み上げなど、
ちょっとした配慮で助かる人がいます。



「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています

	不当な差別的取扱い	障害のある人への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されています。	法的 義務 障害のある人に対し、合理的配慮を 行わなければなりません。
民間事業者 [*] <small>*民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されています。	努力 義務 [*] 障害のある人に対し、合理的配慮を 行うよう努めなければなりません。

*民間事業者における合理的配慮の提供は、法改正により法的義務となります。（令和3年6月4日公布 令和6年4月1日施行）